

令和7年度 公文書開示状況（令和7年7月決定分）

福祉局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R7.5.17	R7.7.16	令和6年度東京都若年被害女性等支援事業に関して、各団体から提出された以下様式の文書(別紙含む)と、それらに関わる決裁書を開示願います。 ・交付申請に関わる文書 ・事業計画書 ・実施状況報告書 ・概算払い ・清算 ・審査委員会 ・評価委員会 ・連携会議 また上記の中で、変更・廃案が発生し、後日修正・差し替えた文書があればその元の文書も含む。	673		1													(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
7	R7.7.9	R7.7.23	・令和7年において〇〇保育園に関し〇〇市から提出された児童福祉法第35条第3項に係る届け出についての都政情報一式 ・令和7年において〇〇保育園に関し〇〇市から提出された児童福祉法第35条第11項に係る届け出についての都政情報一式	0				1											現に保有しておらず、当該請求に関する文書は存在しない。	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
8	R7.5.27	R7.7.25	2023年以降2月1日から現在までに、東京都が作成または取得した、若年被害女性等支援事業にかかる、〇〇との間の以下の文書 1 補助金契約の契約書 2 上記契約に基づいて〇〇から東京都へ出された実施状況報告書、日報、その他の文書	843		1						1	1	1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
9	R7.5.27	R7.7.25	認可保育所「〇〇」に関する以下の文書 1. 2019年8月から12月の間に届けがあった施設長の交代に関する文書 2. 2019年当時の同保育所側から提出された報告文書 、および保育所の利用児童保護者に説明が行われたことが分かる文書	14		1						1	1	1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
10	R7.5.9	R7.7.4	介護給付費等算定に係る体制状況等一覧等	2	1															福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					不開示	一部不開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11	R7.5.9	R7.7.4	介護給付費等算定に係る体制状況等一覧等	148		1													東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
12	R7.5.9	R7.7.4	下記事業所様の令和1～6年度の以下に該当する公文書 ○○：B型 ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・就労移行支援体制加算に関する届出書 ・就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 ・社会生活支援特別加算に係る届出書	72		1													東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局障害者施策推進部地域生活支援課